

令和 2 年度

弘前市林道施設長寿命化維持管理計画



令和 3年 3月

弘 前 市

目 次

第1章	本計画の背景と目的	1
1-1	背景	
1-2	目的	
1-3	計画の位置づけ	
第2章	林道施設の実態	3
2-1	対象施設の一覧	
2-2	位置図	
第3章	林道の定期点検	8
3-1	定期点検と健全性評価	
3-2	定期点検の頻度	
3-3	定期点検の流れ	
第4章	長寿命化維持管理計画の策定	11
4-1	林道用測量	
4-2	作業方法	
4-3	健全度の評価	
4-4	対象施設	
4-5	優先度の選定	
4-6	対象施設の優先度	
4-7	個別施設計画の計画期間	
4-8	対象施設の課題	
4-9	データ蓄積(活用)の目的	
4-10	データの活用	
第5章	中長期的なコストの見通し	27
5-1	コストの見通し	
5-2	予算の平準化	
5-3	長寿命化型によるコスト試算	
第6章	個別施設計画の継続的運用方針	29
6-1	推進体制等の整備	
6-2	フォローアップ	

第1章 本計画の背景と目的

1-1 背景

本市の森林は、主に南部及び北西部にあり、総森林面積は23,509haで、総面積の45%を占めています。

民有林面積は8,530haあり、うち人工林面積は4,091haで、人工林率は48%となっています。このうち伐期を迎えた人工林は2,770haで68%を占めており、木材資源の健全な育成及び適正な環境が課題となっています。

1-2 目的

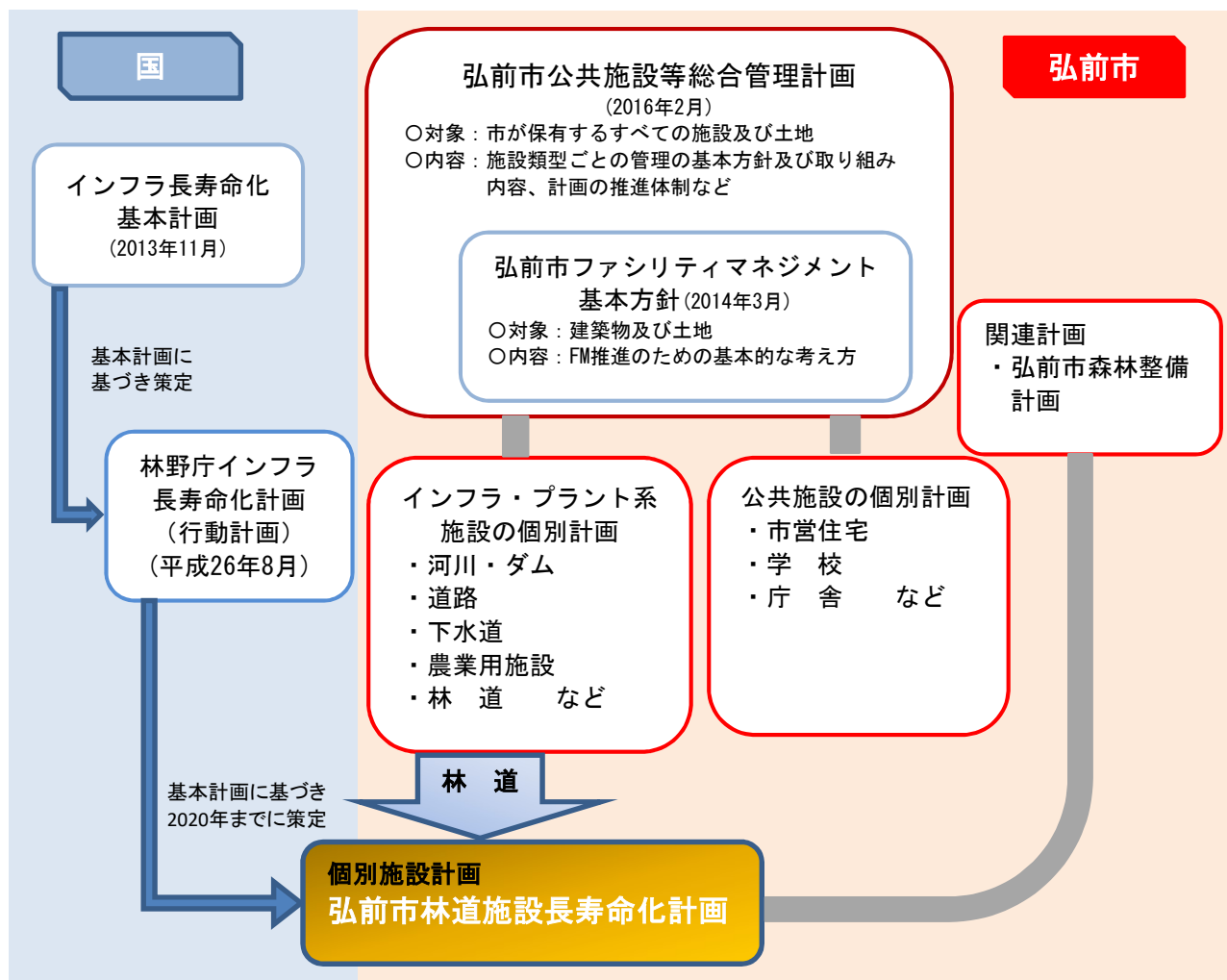
わが国では、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが見込まれる中、地球温暖化に伴う気象変動による災害リスクの高まり、南海トラフ地震等による大規模災害の発生への懸念、少子高齢化の進展等といった自然条件や社会情勢の変化も踏まえつつ、その維持管理・更新等を適切に行っていくことが課題となっている。

森林は、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等多目的な機能を有し、国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできない「緑の社会資本」としての役割をはたしている。このような森林の有する多面的な機能の発揮が将来にわたって確保されるためには、森林の整備及び保全を適切に進めていくことが肝要であり、そのための基盤として必要となる治山施設や林道施設について、新たな整備を引き続き推進することに加え、これまでに整備された既存ストックについて、基本計画の考え方を踏まえるとともに、森林や山村等を取り巻く状況も勘案しながら、適切な維持管理・更新等を進めつつ有効活用を図っていくことが重要である。

その基幹となる林道も開設から70年以上経過しており、今後、施設の補修、更新に要する経費を要することが見込まれます。このことから、可能な限りのライフサイクルコスト縮減に向けてた取組や保全管理体制の構築が不可欠となります。

林野庁で策定している「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を踏まえて、林道施設の長寿命化と補修・更新等にかかるトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図るとともに、市内林道の整備・管理にかかる車両通行の安全性を確保するため、個別施設計画として「弘前市林道施設長寿命化計画」を策定し、損傷が発生してから対応する事後保全的な修繕ではなく、定期点検等により林道施設の現状を把握し、予防保全的な補修および計画的な更新等を着実に進めていきます。

1-3 計画の位置づけ



1-4 個別施設計画の対象施設

本計画で対象とする施設は弘前市が管理する林道施設（4m以上の橋梁は別途事業）とします。

	路線数	延長(m)	施設数
弘前管内	29路線	41,457	675
旧相馬管内	9路線	40,120	811
計	38路線	81,577	1,486

第2章 林道施設の実態

2-1 対象施設の一覧

弘前管内

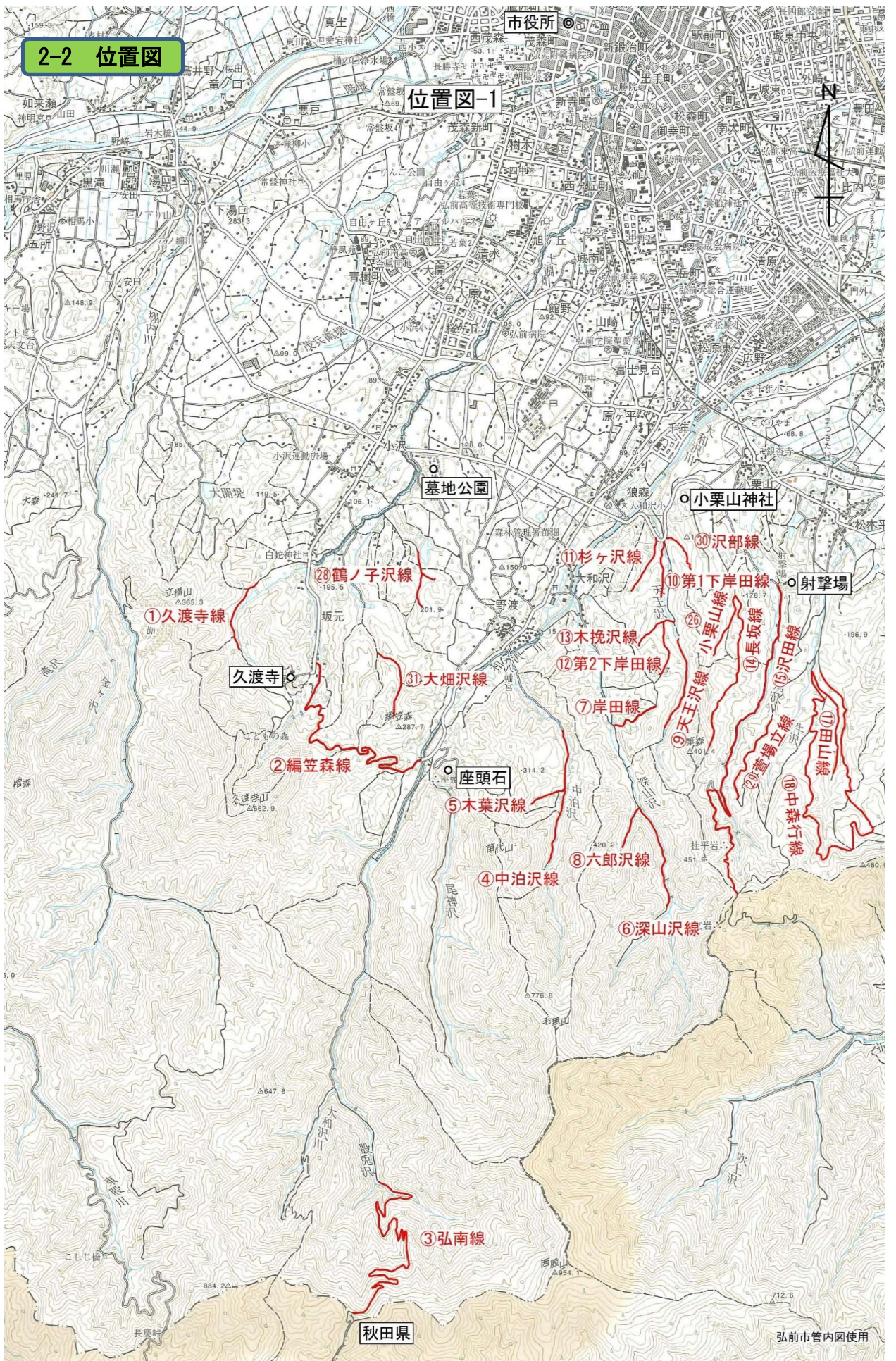
林道網 記入番号	路線名	建設年	供用年数	林道延長 (m)	施設個数	
					全体	補修・更新
4401	久渡寺	1960年	60年	830	15	1
5401	編笠森	1965年	55年	3,718	129	3
4412	弘南	1959年	61年	3,329	-	-
4402	中泊沢	1954年	66年	1,470	27	0
6401	木葉沢	1952年	68年	410	3	0
4403	深山沢	1951年	69年	1,190	11	0
6402	岸田	1973年	47年	600	12	1
4404	六郎沢	1961年	59年	460	2	0
4405	天王沢	1962年	58年	1,020	22	0
6403	第1下岸田	1964年	56年	450	3	1
6404	杉ヶ沢	1970年	50年	660	3	0
6405	第2下岸田	1965年	55年	720	4	0
6406	木挽沢	1969年	51年	400	3	0
4406	長坂	1953年	67年	1,780	13	0
2401	沢田	1941年	79年	4,840	148	7
5402	田山	1955年	65年	1,190	27	0
5403	中森行	1973年	47年	5,630	82	1
4407	堂ヶ平	1972年	48年	1,160	19	1
4408	無沢	1953年	67年	1,230	29	0
4409	杉久保	1944年	76年	390	7	0
4410	尾開	1966年	54年	1,870	28	0
5404	深沢	1955年	65年	1,430	21	1
5405	ネブコ	1971年	49年	1,070	7	0
5407	小栗山	1977年	43年	720	5	0
5408	十面沢	1977年	43年	1,720	9	0
5409	鶴ノ子沢	1978年	42年	770	9	0
6408	萱場立	1979年	41年	1,150	14	0
6409	沢部	1980年	40年	450	6	0
6410	大畑沢	1981年	39年	800	17	0
小計	29			41,457	675	16

弘南線は、今回対象外である。

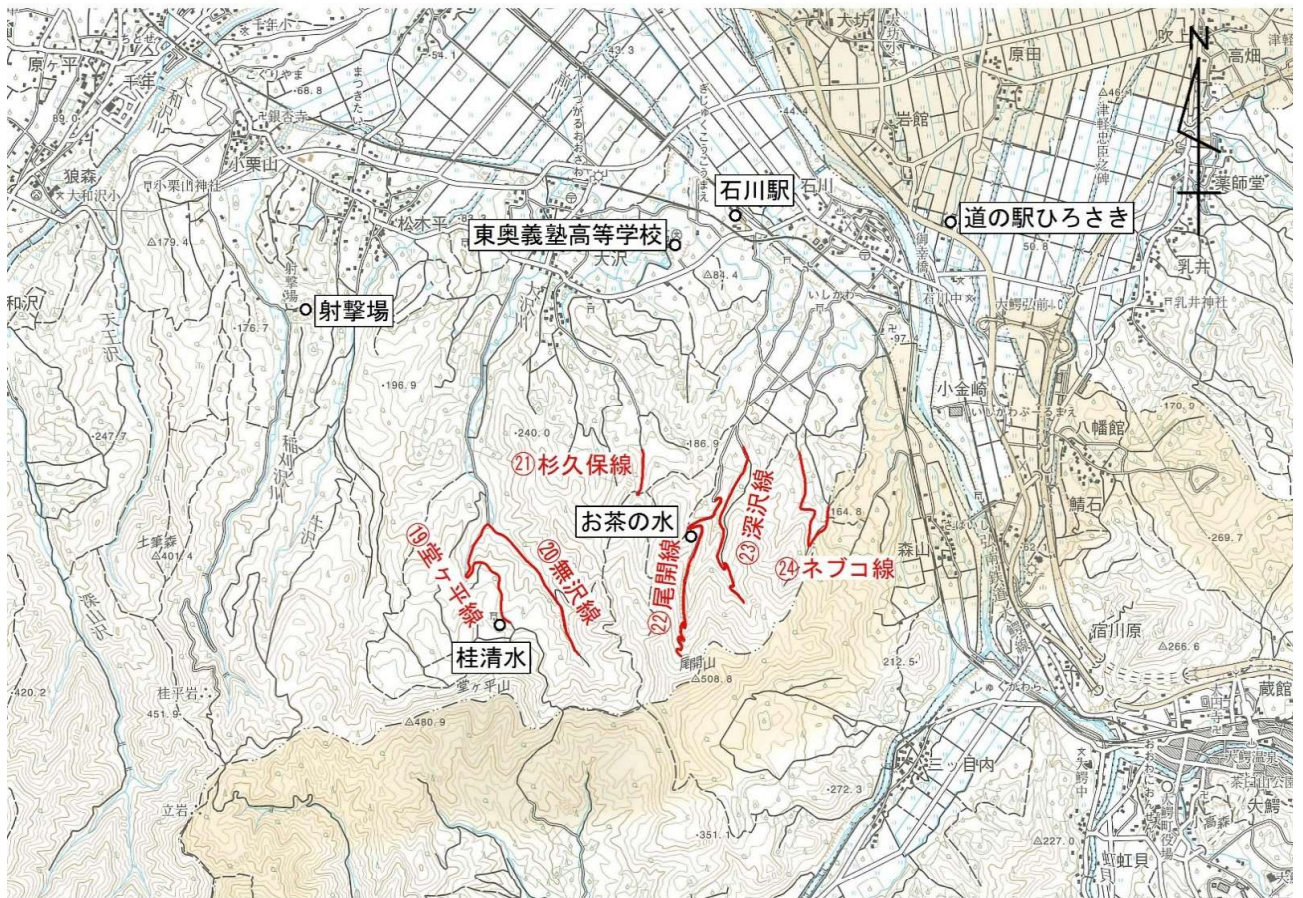
旧相馬管内

林道網 記入番号	路線名	建設年	供用年数	林道延長 (m)	施設個数	
					全体	補修・更新
1403	田代相馬	1973年	47年	3,630	97	1
3408	籠九枚	1960年	60年	6,040	101	0
4441	沢 田	1980年	40年	4,020	32	0
4442	滝の沢	1984年	36年	6,380	97	0
4443	湯 口	1984年	36年	4,040	43	0
5421	わらびの沢	1988年	32年	1,310	22	1
5422	清水沢	1989年	31年	5,870	156	0
3409	大 森	1992年	28年	1,020	8	0
3410	藍内沢田	1997年	23年	7,810	255	3
小計	9			40,120	811	5
合計	38路線			81,577	1,486	21

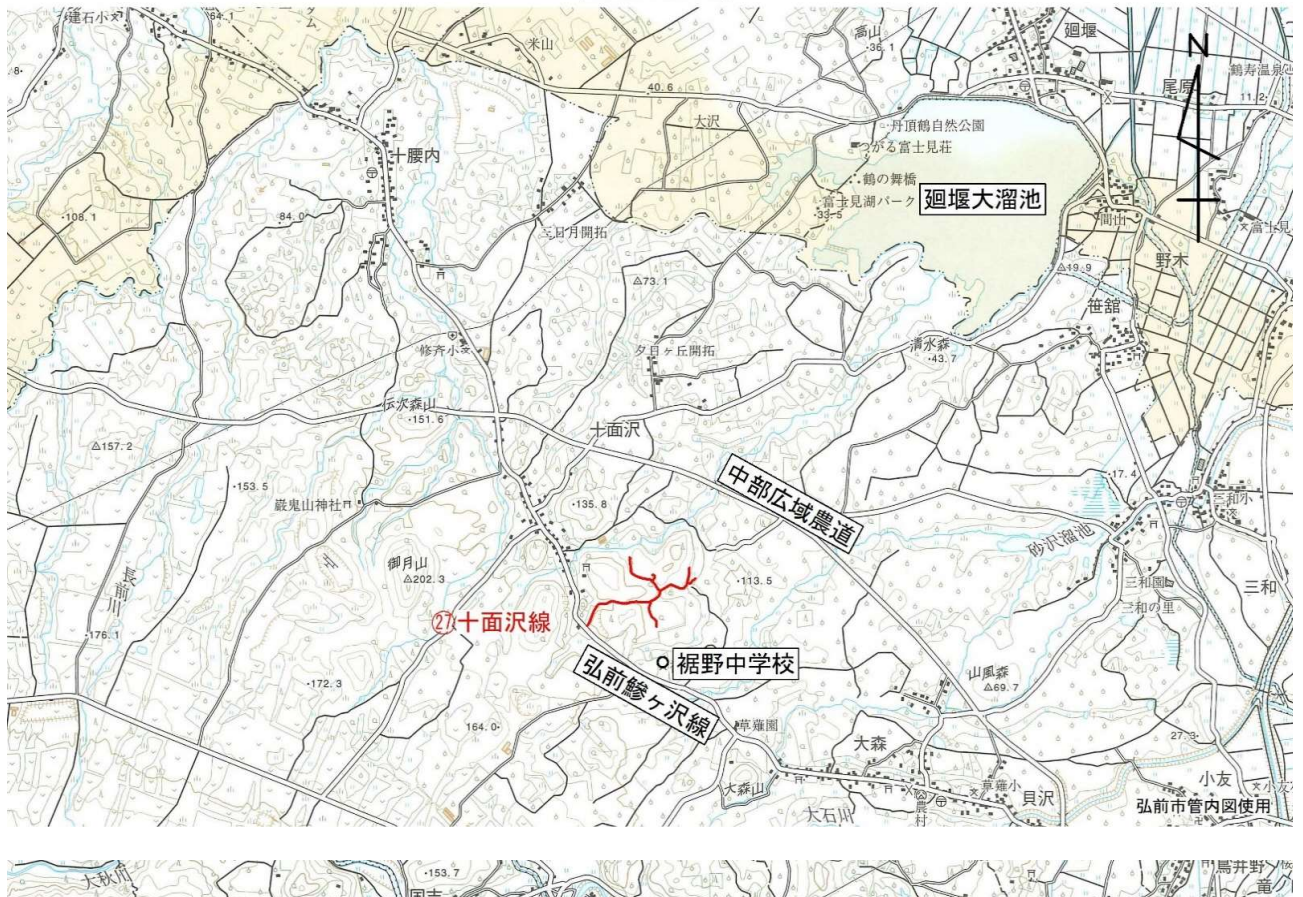
2-2 位置図

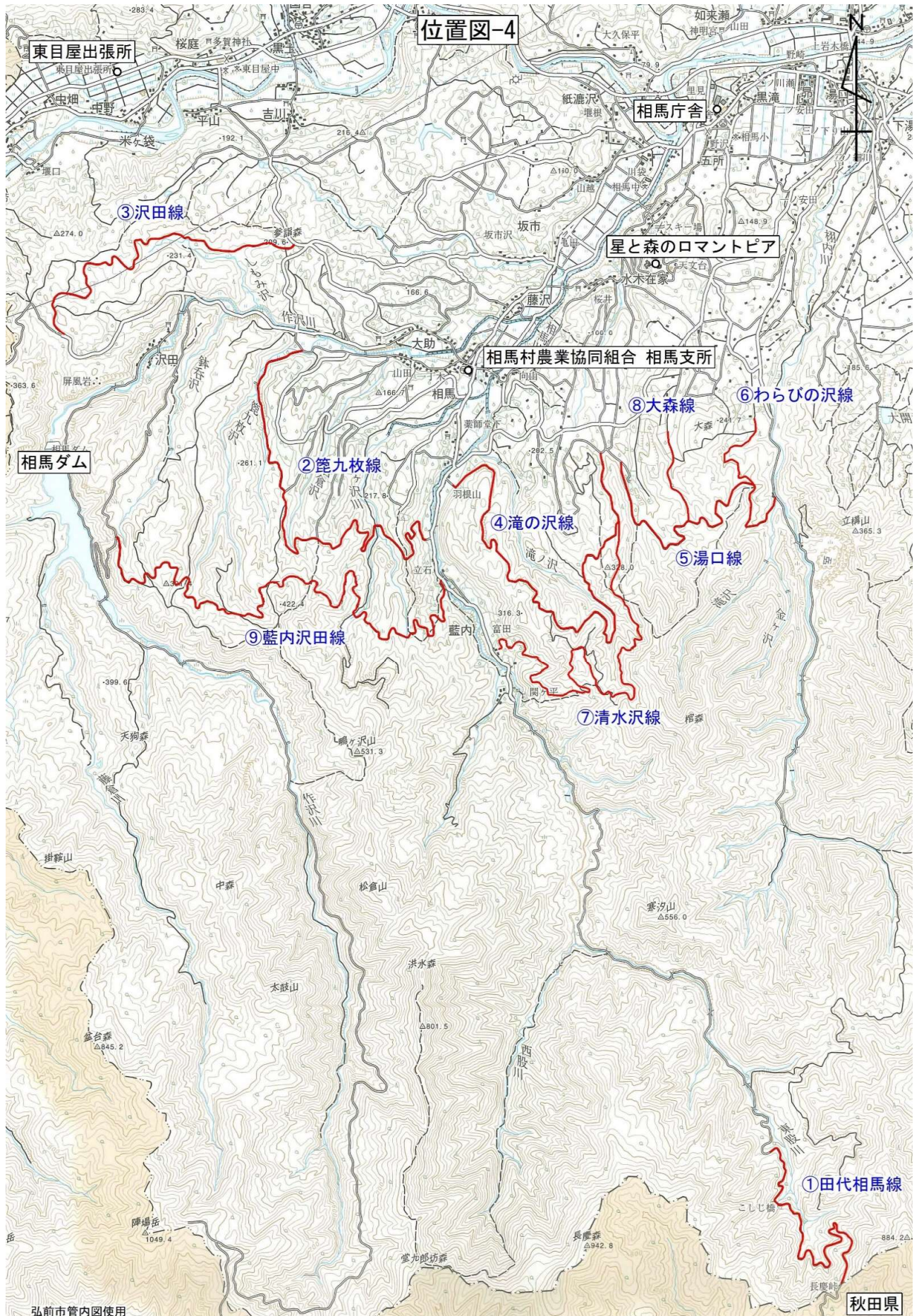


位置図-2



位置図-3





位置図-4

第3章 林道の定期点検

3-1 定期点検と健全性評価

定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための維持管理等を効率的に行うなど林道施設の長寿命化を図る上で最も重要な点検である。

定期点検は、対象施設の各部材の状況を点検・診断し、対策施設に必要な措置を特定するための情報を得るために行うものであり、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための維持管理等を効率的に行うなど、林道施設の長寿命化を図る上で最も重要な点検である。

定期点検では、損傷状況の把握、対策区分の判定等を行い、これらに基づき部材や施設全体の健全性の診断を行いこれらの結果を記録する。

標準的な流れは以下のフロー図による。

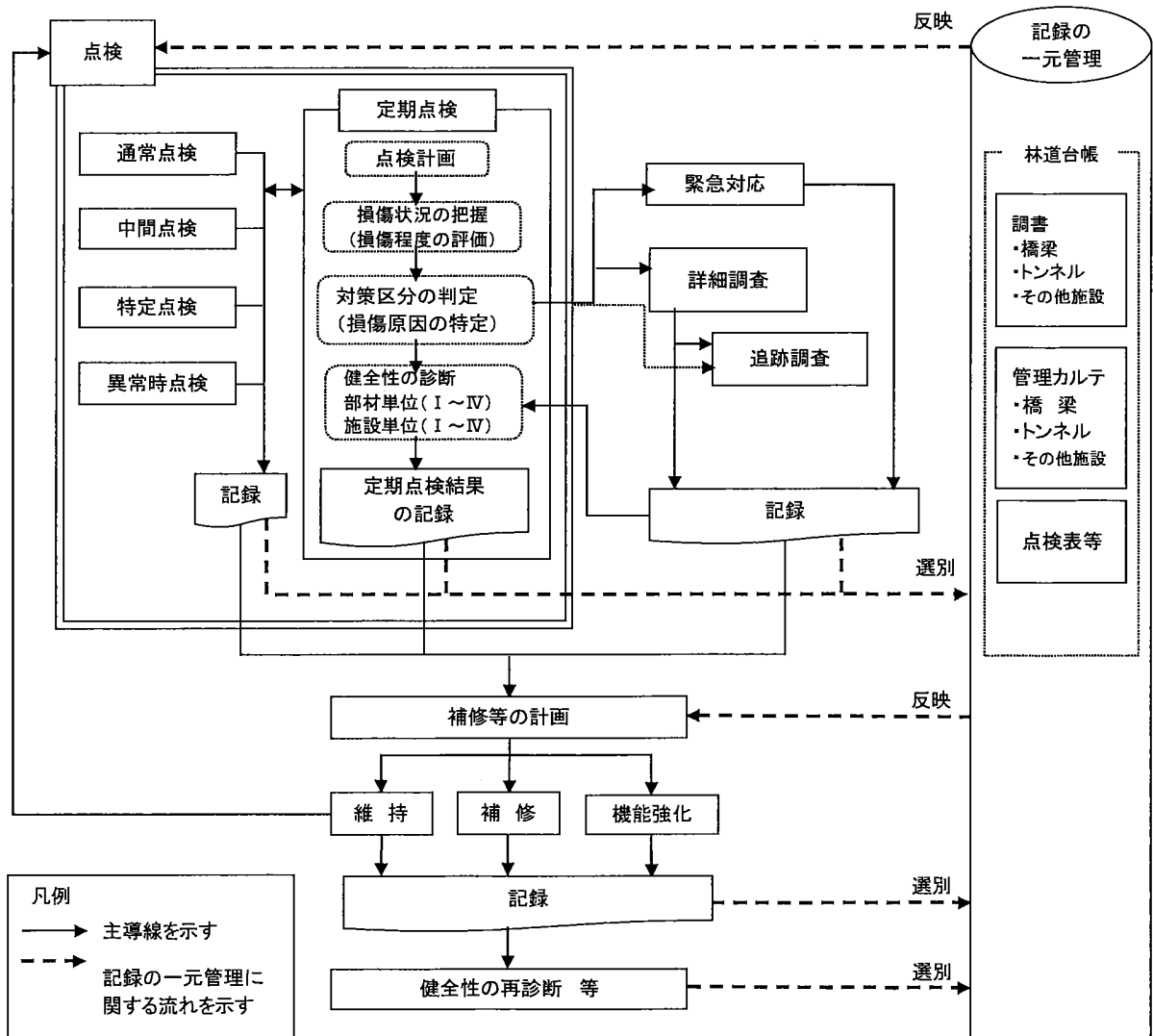


図 1-1 定期点検と健全性評価のフロー

出典：「林道施設長寿命化対策マニュアル」

3-2 定期点検の頻度

林道の定期点検は、供用開始後2年以内に初回の点検を行うものとし、それ以降は、5～10年に1回のサイクルで行う。

なお、門扉等の設置により専ら森林施業の用に供する林道においては、対象施設の利用状況等を踏まえ10年に1回の頻度とすることができる。

表 2-1 橋梁の管理区分（点検区分）及び点検頻度等整理表

管理区分 (規模重要度要件)	予防保全型橋梁 ^{※1}		一般管理型橋梁 ^{※2}	
	・橋長15m以上 ・跨線橋等要保全橋梁 (跨線橋、跨道橋など保全対象に影響がある橋梁や一般道の迂回路になるなど容易に架け替えが出来ない橋梁)		・予防保全型橋梁に該当しない橋梁	
定期点検 (長寿命化点検サイクル)	新規設置 2年後		新規設置 2年後	
	開放型林道	5年に1回	開放型林道 ^{※3}	5年に1回
	閉鎖型林道	10年に1回程度 (跨線橋等要保全橋梁及び50年以上経過した橋梁は5年に1回)	閉鎖型林道 ^{※4}	10年に1回程度 (50年以上経過した橋梁は5年に1回)
点検区分	予防保全型点検 ^{※5}		一般管理型点検	

- ※1 予防保全型点検対象橋梁を「予防保全型橋梁」として管理区分を設定。
- ※2 一般管理型点検対象橋梁を「一般管理型橋梁」として管理区分を設定。
- ※3 森林施業と併せて山村等の交通基盤として、一般利用する林道。
- ※4 専ら森林施業用として門扉等により通行制限を設けて利用する林道。
- ※5 新規設置橋梁など高い健全性が一定期間持続すると考えられる橋梁については、一般管理型点検も可とする。

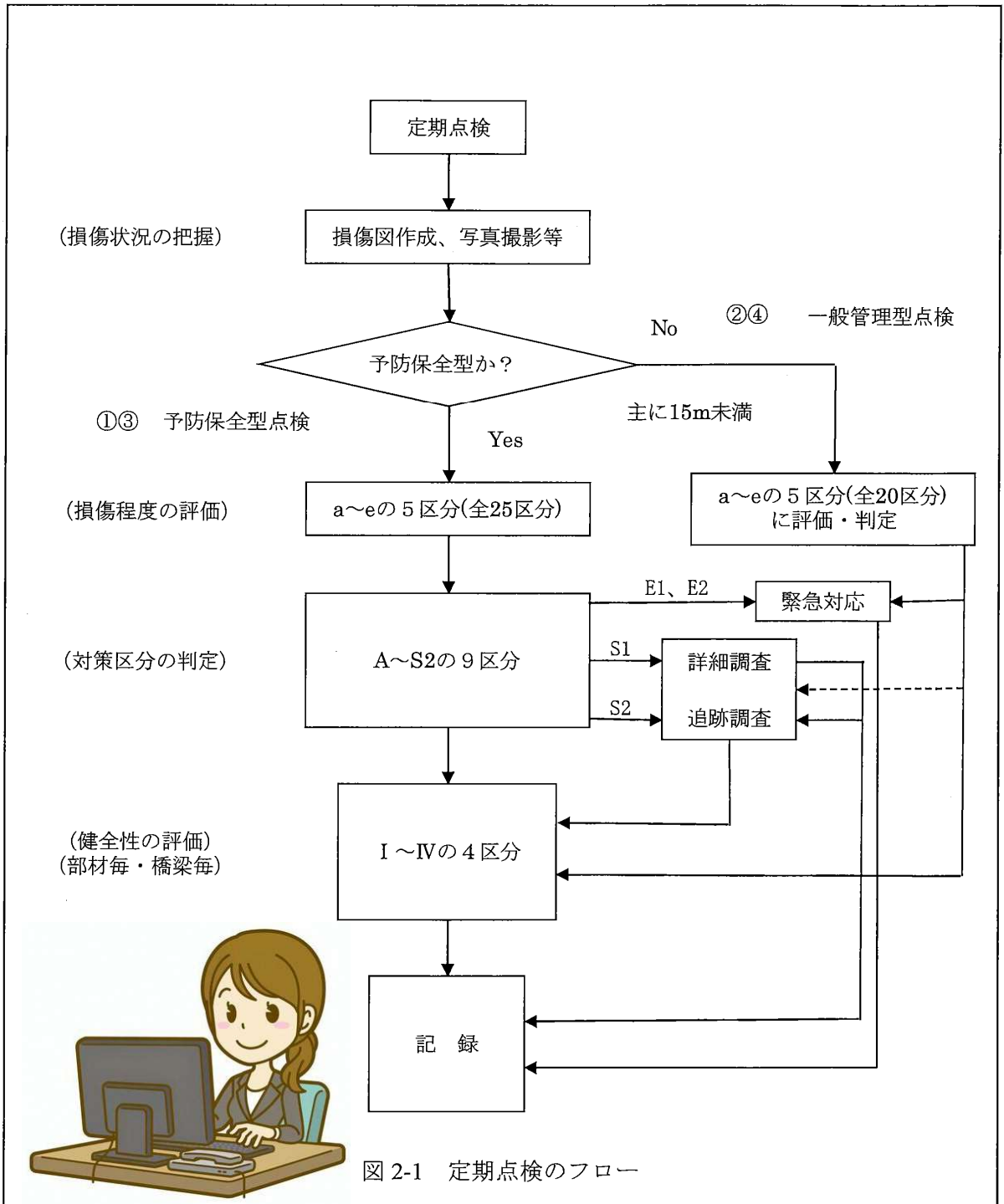
3-3 定期点検の流れ

定期点検は、路線区分を閉鎖型林道と開放型林道、管理区分を予防保全型と一般管理型に区分し、点検パターンを①～④の流れに従って行うものとする。

表 2-4 定期点検のパターン

路線区分	開放型林道		閉鎖型林道	
管理区分	予防保全型橋梁	一般管理型橋梁	予防保全型橋梁	一般管理型橋梁
点検パターン	①	②	③	④
点検間隔	新規設置後 2年			
	5年に1回		10年に1回程度	
	供用後50年を経過した橋梁、跨線橋・跨道橋など 5年に1回			

定期点検は、以下の流れに従い実施することを基本とする。



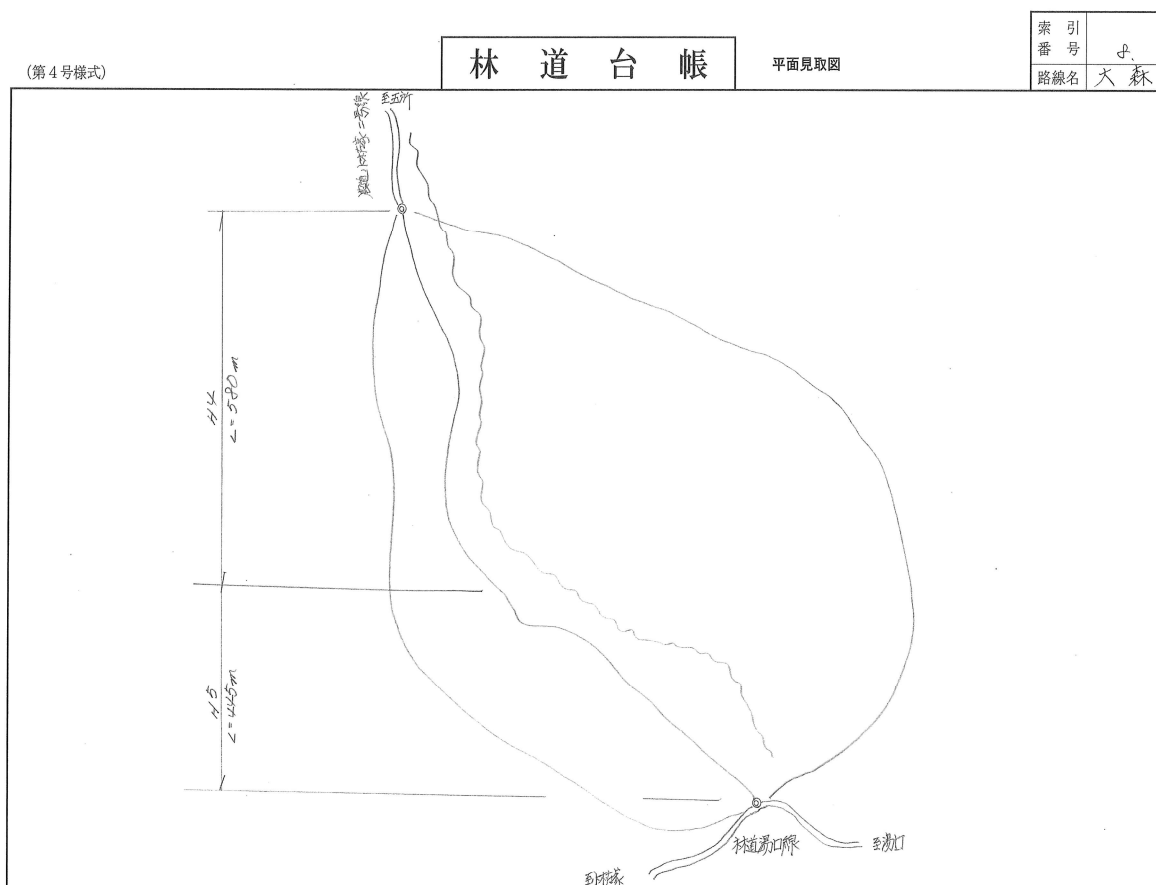
出典：「林道施設長寿命化対策マニュアル」

第4章 長寿命化維持管理計画の策定

4-1 林道用測量

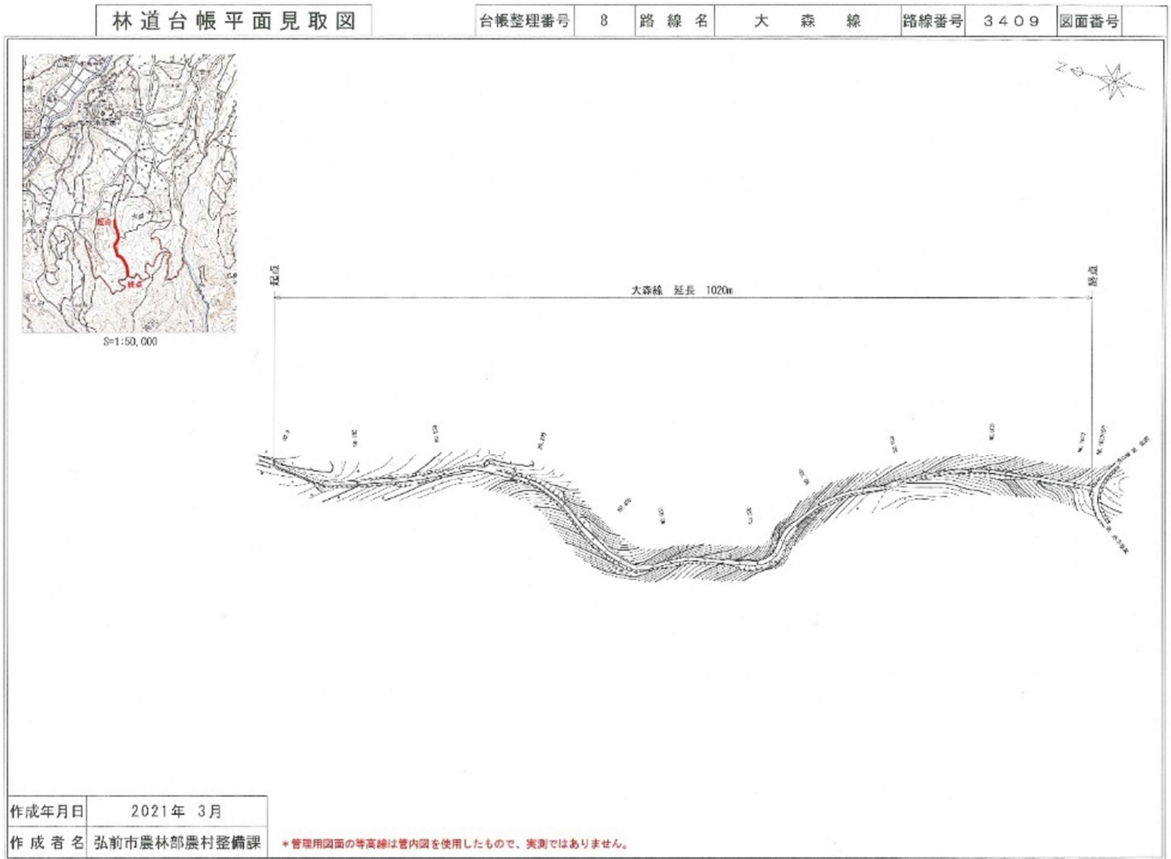
定期点検に必要な管理用図面の作成を行う。
以前の台帳図面は、平面見取図のみの添付であり、工作物の位置、規模が不明であったため、実測平面測量により図面を作成した。 **[下図面参照]**
管理用図面には、工作物名、規模を記載し工作物台帳と対比出来るものとした。

【旧平面見取図】

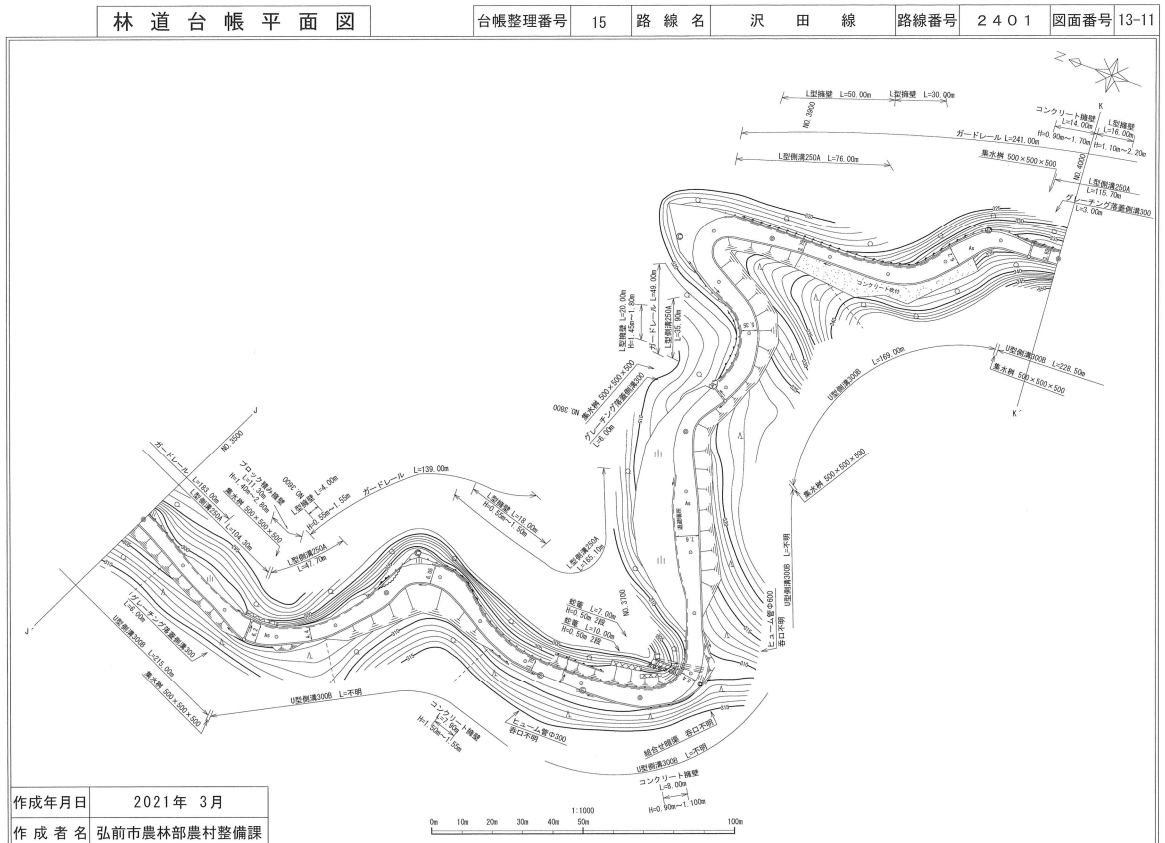


調査後

【新規平面見取図】



【林道台帳平面図】



4-2 作業方法

現地測量

任意基準点よりトータルステーションを使用し、放射法により地形、工作物を測定して管理用図面を作成した。 **[写真参照]**

中心線については、既設林道形状に合わせて決定し、工作物の測点位置とした。



測量機器(トータルステーション)
(角度、距離を測定)



測量風景
反射鏡(プリズム)に光を反射させて
位置を測定する。

「観測構造物一例」



道路・ガードレール



横断工



擁壁等



橋梁等



蛇 籠



カーブミラー

4-3 健全度の評価

各施設毎に点検・診断した施設に対し、健全性の判定区分を行う。
判定区分は、「道路土工構造物点検必携」の判定区分により行う。

判定区分	判 定 の 内 容
I 健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合（道路の機能に支障が生じていない状態）
II 経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合（道路の機能に支障が生じないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態）
III 早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合（道路の機能に支障は生じないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講じることが望ましい状態）
IV 緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合（道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずるべき状態）

4-4 対象施設

各路線【（弘前管内）29路線、（旧相馬管内）9路線】において設置されている、擁壁、横断構造物等その他重要な工作物を対象として個別施設一覧表、工作物台帳に記載する。

【損傷写真】



状 況
ブロック積み擁壁 ガードレール
損傷度
ひびわれ、損傷 a
健全性
I



状 況
コンクリート擁壁 落石防護柵損傷
損傷度
変形・欠損 c
健全性
II



状 況
路面沈下 H=0.30m
損傷度
沈下・移動・傾斜 e
健全性
III



状 況
橋梁鉄筋露出
損傷度
剥離・鉄筋露出 e
健全性
Ⅲ



状 況
橋梁下流側洗堀
損傷度
洗堀 e
健全性
Ⅲ



状 況
道路・擁壁崩落
損傷度
洗堀、擁壁崩落 e
健全性
Ⅳ

損傷参考(管轄外)

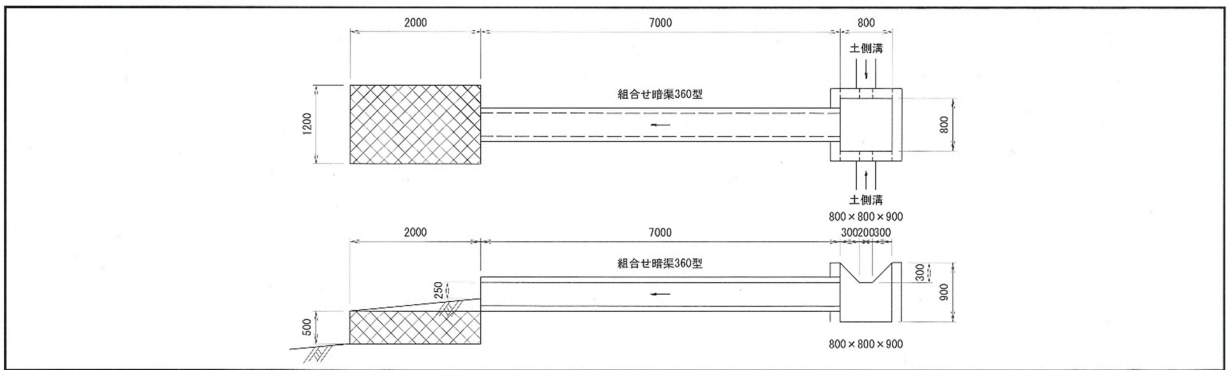
【工作物台帳】

構成施設の点検状況

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

管理番号	5421-KA-002	経緯度	B	40° 33' 19.3114"	L	140° 24' 04.9709"
点検区域名	5421 わらびの線	点検者			点検責任者	
構造物名称	組合せ暗渠360型	測点		NO.250.90m	健全性	II

	下流側				上流側
コメント	下流側 土砂堆積	コメント	組合せ暗渠360型 L=7.00m 上・下流側双方掘削必要	コメント	上流側 土砂堆積

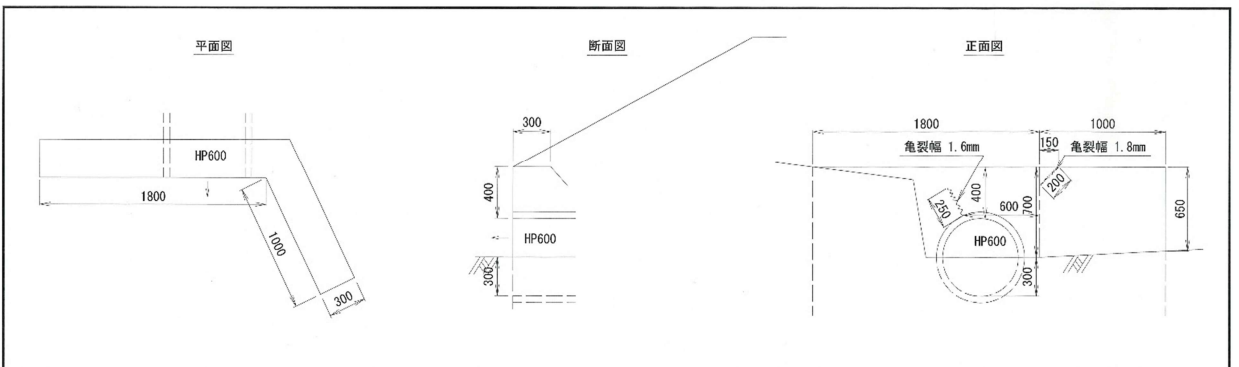


構成施設の点検状況

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

管理番号	6402-HP-001	経緯度	B	40° 32' 08.4599"	L	140° 28' 13.6205"
点検区域名	6402 岸田線	点検者			点検責任者	
構造物名称	ヒューム管Φ600	測点		NO.45.80m	健全性	II

	下流側				拡大写真
コメント	下流側 土砂堆積 2.80m(H=0.7m)	コメント	ヒューム管Φ600 L=9.80m 上・下流側双方土砂撤去必要	コメント	亀裂 L=250mm W=1.6mm L=200mm W=1.8mm



健全性評価一覧表

弘前管内

路線名	評 価				合 計
	I	II	III	IV	
久渡寺線	8	6	1	0	15
編笠森線	97	29	3	0	129
弘南線	0	0	0	0	0
中泊沢線	18	9	0	0	27
木葉沢線	1	2	0	0	3
深山沢線	9	2	0	0	11
岸田線	6	5	1	0	12
六郎沢線	0	2	0	0	2
天王沢線	10	12	0	0	22
第1下岸田線	0	2	1	0	3
杉ヶ沢線	1	2	0	0	3
第2下岸田線	1	3	0	0	4
木挽沢線	0	3	0	0	3
長坂線	0	13	0	0	13
沢田線	95	46	7	0	148
田山線	16	11	0	0	27
中森行線	43	38	1	0	82
堂ヶ平線	6	12	1	0	19
無沢線	18	11	0	0	29
杉久保線	7	0	0	0	7
尾開線	17	11	0	0	28
深沢線	8	12	1	0	21
ネブコ線	2	5	0	0	7
小栗山線	0	5	0	0	5
十面沢線	0	9	0	0	9
鶴ノ子線	0	9	0	0	9
萱場立線	0	14	0	0	14
沢部線	0	6	0	0	6
大畑沢線	2	15	0	0	17
小 計	365	294	16	0	675

旧相馬管内

路線名	評 価				合 計
	I	II	III	IV	
田代相馬線	51	45	1	0	97
籠九枚線	46	55	0	0	101
沢田線	7	25	0	0	32
滝の沢線	42	55	0	0	97
湯口線	10	33	0	0	43
わらびの沢線	11	10	1	0	22
清水沢線	107	49	0	0	156
大森線	2	6	0	0	8
藍内沢田線	109	143	3	0	255
小 計	385	421	5	0	811
合 計	750	715	21	0	1,486

4-5 優先度の選定

各路線毎に工作物補修を行う優先度の選定を行うものである。

優先度の指標は、

1. 利用頻度
2. 車両通行状況
3. 路面状況
4. アクセス状況
5. 供用年数

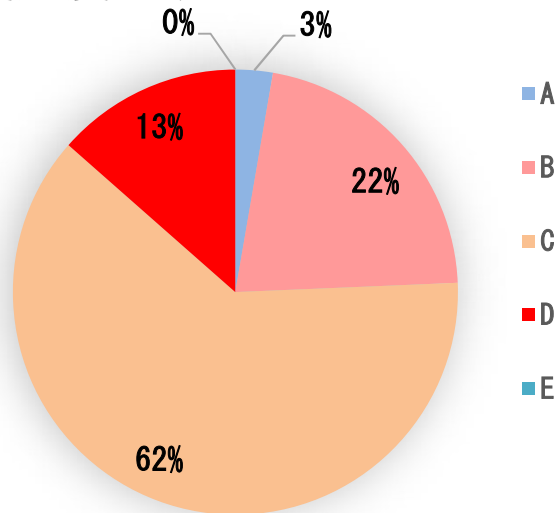
を点数化して決定する。

点数	利用頻度	車両通行状況	路面状況	他の道路に接続	供用年数
5	多い	2車線(全線)	舗装・良好	連結、県道・市道	51年以上
4	普通	1車線(全線)	舗装・不良	連結、市道・林道	41年～50年
3	少ない	1車線(半分)徒歩	砂利舗装・良好	突込、県道・市道	31年～40年
2	極少	1車線(刈払い必要)	砂利舗装・不良	突込、林道	21年～30年
1	無し	通行不可・徒歩	舗装無し(土砂)	突込、その他	20年以下

【優先度の評価】

優先度	点数	路線数
A	22～25	1
B	18～21	8
C	14～17	23
D	10～13	5
E	5～9	0

優先度比較



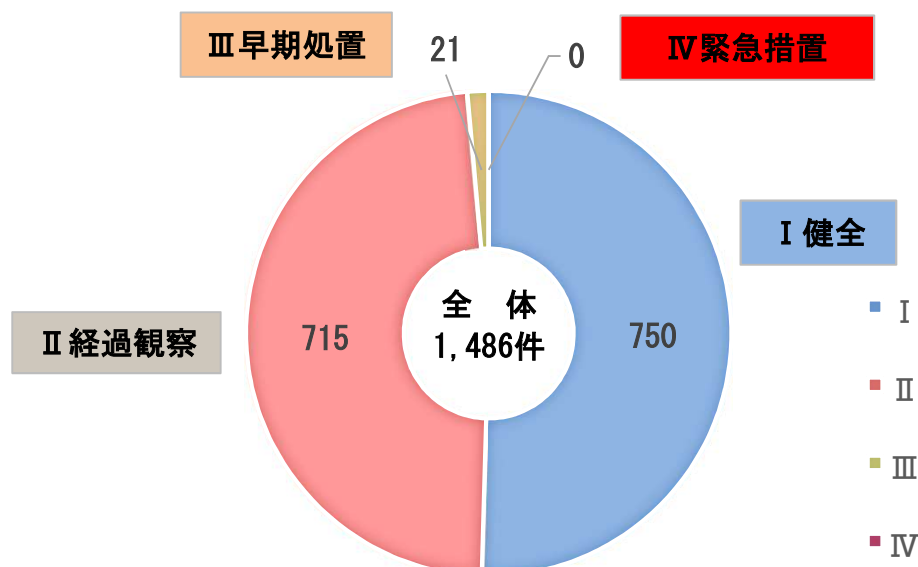
4-6 対象施設の優先度

令和2年度（2020年度）に実施した点検結果による施設毎の健全性の判定および管理区分の順位については、次に示すとおりで、健全性の判定区分はⅠからⅣの4区分とし、Ⅳ（緊急措置段階）を優先最上位とする。

【点検結果による健全性の判定区分】

判定区分	判定の内容	件数
I 健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合（道路の機能に支障が生じていない状態）	750
II 経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合（道路の機能に支障が生じないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態）	715
III 早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合（道路の機能に支障は生じないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態）	21
IV 緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合（道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずるべき状態）	0

健全性評価集計表



【表1. 工作物改良の優先順位】

(単位：工作物数)

健全性 判定区分	管理区分の 優先順位	改良の必要数			改良なし	優先順位
		更新	補修	改良計		
IV 緊急措置段階	A					
	B					
	C					
	D					
	E					
	計					
III 早期措置段階	A		3			①
	B	1	11			②
	C		6			③
	D					
	E					
	計	1	20			
II 予防措置段階	A					
	B					
	C					
	D					
	E					
	計					
I 健全	A					
	B					
	C					
	D					
	E					
	計					
要詳細調査	A					
	B					
	計					
合計		1	20			

4-7 個別施設計画の計画期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年を計画期間とし、開放型は5年、閉鎖型は10年に1回に見直します。

【表2. 対策実施期間と対策費用】

林道網 記入番号	路線名	対策実施 時期	対策費用(千円)		備 考
			補修工事費	合計(路線毎)	
4401	久渡寺線	令和11年度	1,150	1,150	断面修復工
5401	編笠森線	令和7年度	8	1,212	土砂撤去工
		令和7年度	732		断面修復工
		令和7年度	472		洗堀防止工
6402	岸田線	令和8年度	2,669	2,669	擁壁工、舗装工
6403	第1下岸田線	令和7年度	784	784	断面修復工
2401	沢田線(弘前)	令和10年度	655	4,196	断面修復工
		令和10年度	862		断面修復工
		令和10年度	57		土砂撤去工
		令和11年度	2,351		断面修復工
		令和9年度	54		土砂撤去工
		令和9年度	102		土砂撤去工
		令和9年度	115		土砂撤去工
5403	中森行線	令和8年度	1,016	1,016	断面修復工
4407	堂ヶ平線	令和8年度	265	265	洗堀防止工
5404	深沢線	令和12年度	1,766	1,766	断面修復工
5421	わらびの沢線	令和4年度	1,204	1,204	擁壁工、防護柵設置工等
1403	田代相馬線	令和5年度 令和6年度	230,396	230,396	塗装工、橋台支承交換等
3410	藍内沢田線	令和4年度	1,865	5,342	路面修復工
		令和4年度	26		土砂撤去工
		令和3年度	3,451		路面修復工

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
定期点検	補修工事 修繕費 250,000千円					定期点検 点検費 24,000千円				

4-8 対象施設の課題

1) 点検・診断、補修・更新等

今後、これらの施設の維持管理・更新等を推進するに当たっては、個々の施設の整備時期や周辺環境に応じた特性を考慮するとともに、今後想定される大規模災害等の発生リスクの高まりや少子高齢化の進展等といった社会情勢の変化を見据え、それぞれの施設に係る課題を明らかにし、その解決に向けた取組を迅速かつきめ細かく進めていくことで、点検・診断の結果に基づき適切な補修・更新等を実施する持続可能なメンテナンスサイクルの構築に向けた取組を進める必要がある。

2) 情報基盤の整備と活用

林道施設の各種緒元については、台帳として整備・保管することとされている。しかしながら、施設によっては、整備時期が古い等の理由により、記載されている情報が不十分なものや、施設の完成時の図面が逸失しているものもみられる。また、施設の位置情報が未整備のため、点検・診断等に当たって改めて情報を収集する必要があるなど、多くの手間を要する場合もある。

また、台帳が紙ベースで保管されているものや、同じ種類の施設であっても整備時期等により用語が統一されていないものがあるなど、集計作業等に多大な労力を要する場合もある。

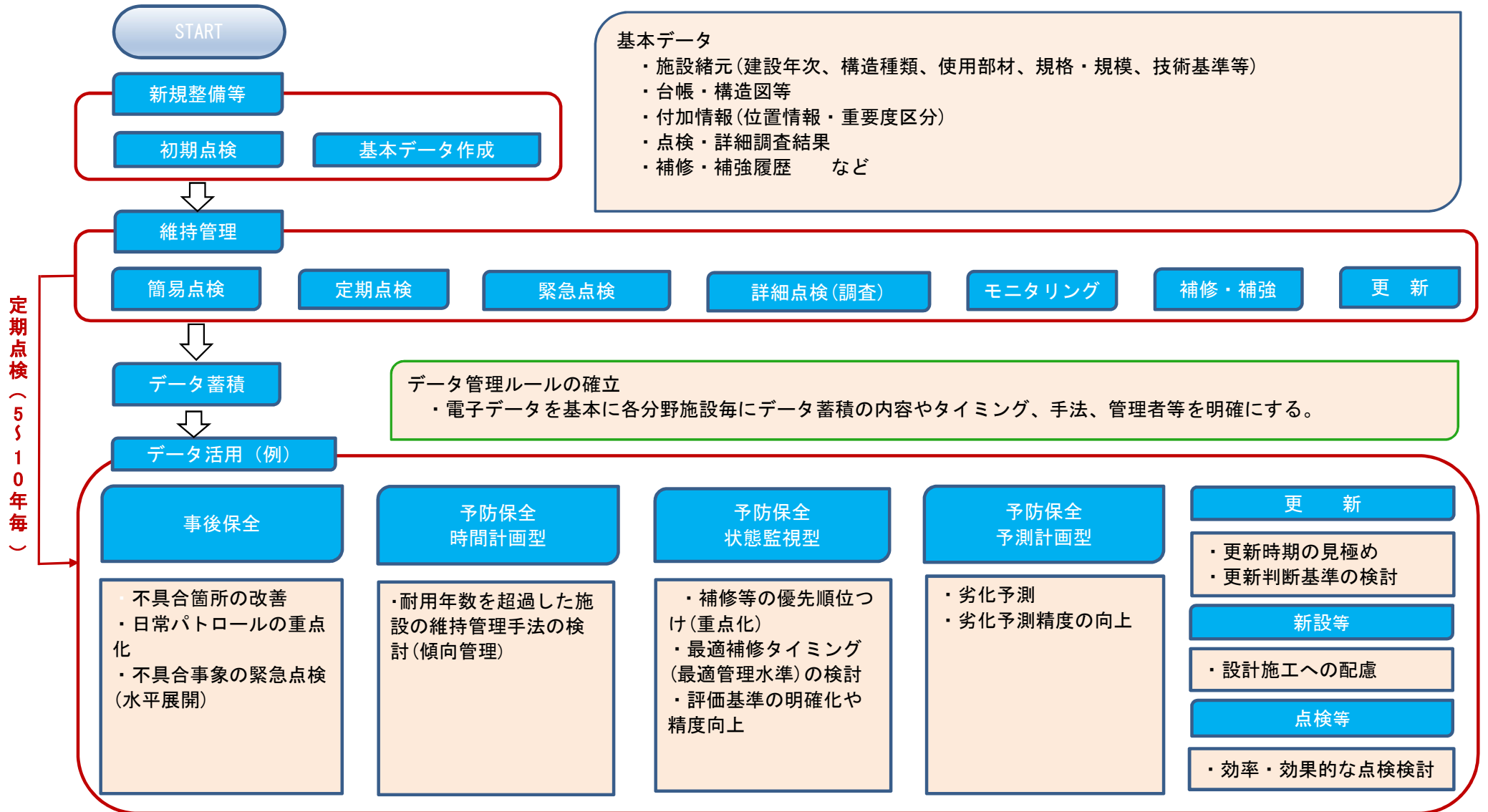
このため、施設の位置情報も含めた各種緒元の電子化（GIS化等）を進めることにより、必要な情報を効果的かつ効率的に収集するとともに、これら情報を計画的な維持管理・更新等の実施に活用していく必要がある。

3) 個別施設計画の策定

施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図る上では、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定し、これに基づく取組を計画的に実施していくことが必要である。

今後、本行動計画に基づき、個別施設計画の策定を進めていくためには、「予防保全型維持管理」の考え方（施設の特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、老朽化等による機能の低下の程度が軽微である早期の段階に予防的な補修・機能強化等を実施することで効率的に機能の保持・回復を図る考え方をいう。以上同じ）に基づく維持管理・更新等の対象となる施設や優先度の考え方等を明確にするとともに、計画策定の前提となる点検・診断等の実施結果や各種情報の蓄積、計画策定のための知見の充実など、各施設の管理者の取組状況に応じたきめ細かな対応を図っていくことが課題である。

4-9 データ蓄積（活用）の目的



4-10 データの活用

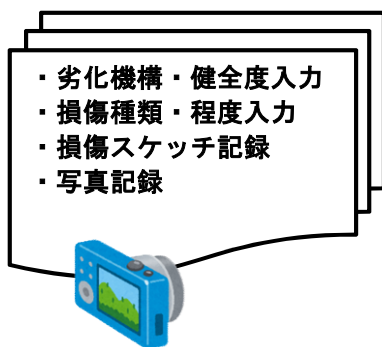
以前までは、紙ベースを基に現地確認をしておりましたが、タブレットPC点検に必要なデータを予めインストールし、点検現場において点検結果や損傷状況写真を直接PCに登録していく仕組みとします。現場作業終了後は、自動的に点検結果を出力することが可能であり、これにより点検後の作業である写真整理や点検調書の作成が不要となり、大幅な省力化につながります。

携帯情報端末システム (現場)



デスクトップ情報端末システム (事務所)

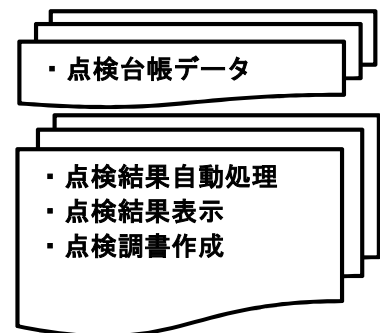
事務所



点検台帳データ送信



点検結果データ送信

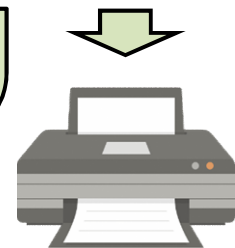
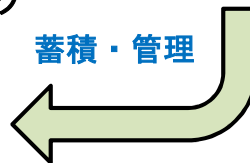


点検調書の出力

ネットワーク



蓄積・管理



林地台帳システム

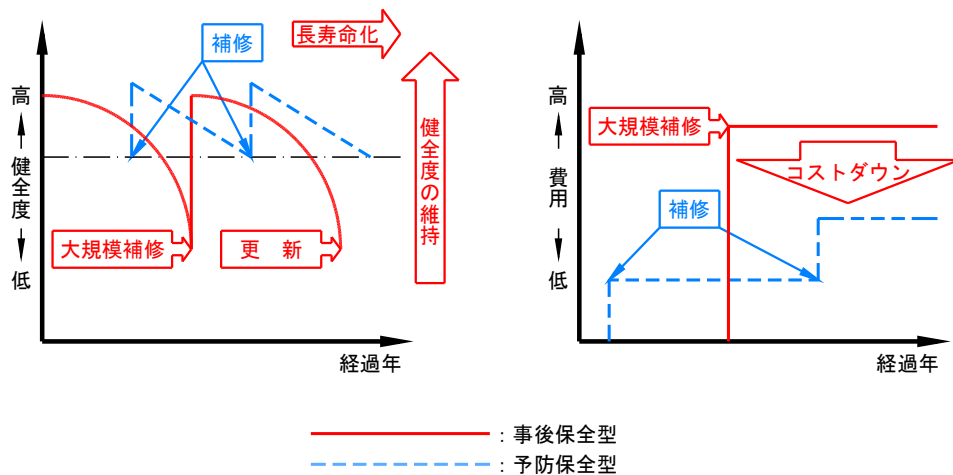
第5章 中長期的なコストの見通し

5-1 コストの見通し

維持管理・更新等に係るコストの縮減を図り、必要な予算の確保を図っていくためには、中長期的な将来の見通しを把握しつつ、必要な取組を進めていくことが重要である。

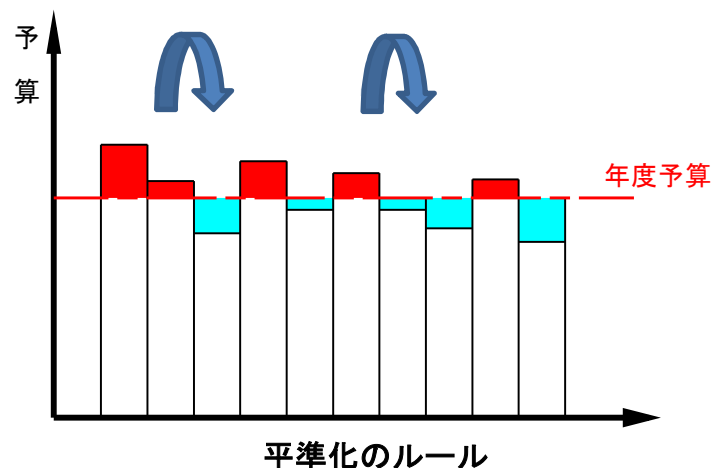
しかし、維持管理・更新等の実施に必要な情報が十分に把握されていない施設もあり、また、今後開発される新技術や予防保全型維持管理の考え方に基づく取組によるコスト削減の可能性等については、不確定な要素も多い。

このため、今後、各施設の管理者において策定される個別施設計画に記載される対策費用等の必要な情報を把握して中長期的な維持管理・更新等にかかるコストの見通しを推定する必要がある。



5-2 予算の平準化

厳しい財政状況下においても、維持管理・更新等を的確に行っていく必要があるため、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図るとともに、これらの計画的な実施により予算支出の平準化に努めることが必要である。

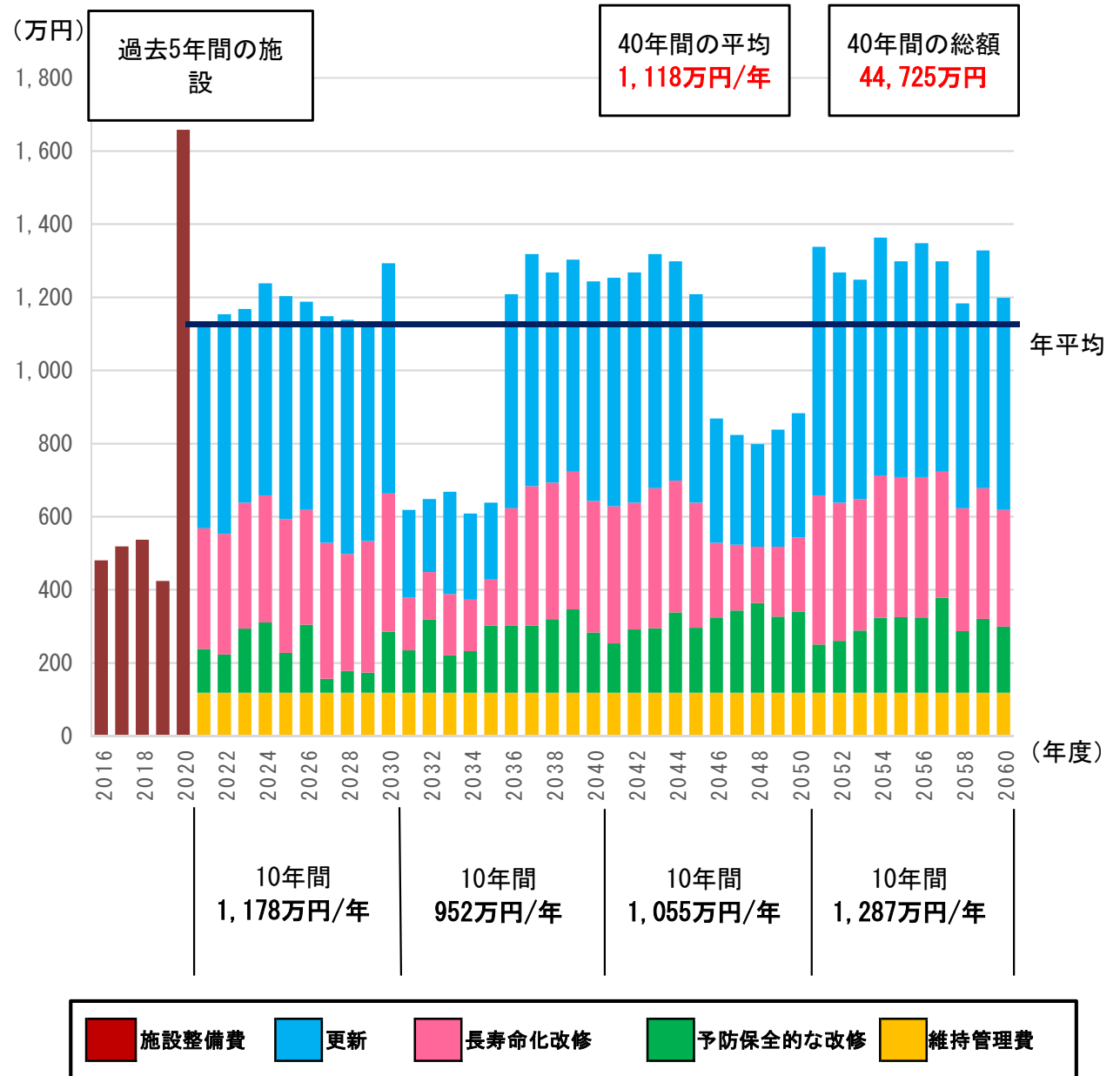


5-3 長寿命化型によるコスト試算

- 試算期間 : 2021年から2060年までの40年間
- 改築の周期 : 概ね築40年で長寿命化改修を行う構造物
- 長寿命化の周期と単価 : 40年周期とし、改築費の60%
- 予防保全的な改修の周期と単価 : 20年周期とし、改築費の25%

<その他コスト試算の条件>

- ・ 構造物の更新は、改修から10年経過以降とします。
- ・ 改修実績のある構造物の長寿命化改修は、可能な限り改修から10年経過以降としますが、整備の平準化の観点から10年以内に実施する場合は、少なくとも5年を経過していることとします。



第6章 個別施設計画の継続的運用方針

6-1 推進体制等の整備

林道施設個別施設計画を継続的に運用していくために、農林部農村整備課林務係を中心に、インフラ・プラント系施設マネジメント担当と連携して取り組んでいくこととします。

また、林道施設の維持管理については、現場における日常点検や業務委託による各種点検報告書の結果を活用して、不具合箇所の早期把握と補修対応を図っていくこととします。

6-2 フォローアップ

林道施設個別施設計画は、林道施設の補修や更新等の優先順位を設定するものです。今後は個別の年次計画や事業費を精査していくために、事業の進捗状況、劣化状況調査等の結果を確認しながら、定期的な見直しを実施し、推進することとします。